

I 学校生活について

学校は、学習する場である。それを為さなかったり、為すことを妨げる行為は決して許されない。
また、良き社会人になるための資質と、遵法精神・規範意識を身に付ける場でもある。

(1) 授業規律について

怠業や授業妨害および指導無視・拒否は特別指導の対象となる。

(2) 欠席・遅刻・早退について

「皆勤」を目標にする。

安易に欠席・遅刻・早退をしないよう基本的な生活習慣を身に付ける。

欠席・遅刻・早退は進路実現に大きなマイナス要因となる。

欠席・遅刻をする場合は必ず連絡をする。

欠席などをした場合は、生徒手帳 p 53 で担任に届を提出する。

遅刻の多い場合は、指導の対象となる。

早退をする場合、担任に届け出を提出し、次の登校時に保護者確認印を押した届け出を担任に提出する。

(3) 忌引きの扱いについて

忌引きについては次のとおりとする。

父母の忌	7日
祖父母 兄弟姉妹の忌	3日
曾祖父母 伯叔父母の忌	1日

(4) 服装等について（詳細は「5服装規定」を参照）

校則を守り、地域や企業からよい評価を得られるように、きちんとした身だしなみをする。

制服は規定されたものであり、個人の服装ではない。

頭髪の脱色・染色・パーマ・エクステ等は絶対にしない。直すのに大変な苦労が必要となる。

化粧、ピアス装着は禁止。

※ その場で直させたり、預かり指導を行なう。

※ 場合によっては、再登校指導を行なう。再三違反する場合は特別指導を行なう。

(5) その他

ア 携帯電話・スマートフォン（スマートウォッチを含む）は学校生活では必要ありません。携帯電話・スマートフォンを持つ場合は、始業時間の8時30分に預かり、終礼で返却します。授業時間中（8時30分から15時45分の間）は使用禁止とする（家庭からの連絡は学校で受け付けます）。携帯電話・スマートフォン・パソコンに関わる SNS 等での問題が多く発生しています。画像・動画の掲載は慎むこと。家庭で約束を決めて使用することを勧めます。

イ 考査時の携帯電話・スマートフォン所持は、不正行為とし特別指導とする。

ウ 不要な物や高価な物は、盗難や紛失の予防と授業規律の確保のため持ってこない。

例) 漫画 雑誌 化粧品など

- エ 持ち物については必ず記名すること。状況により、持ち物を確認することがある。
- オ 貴重品は自分で管理すること（貴重品袋を活用することを勧めます）。
- カ 学校への車での送迎は、原則としてご遠慮ください。もし校内に乗り入れる際は他の生徒の安全に十分ご注意ください（徐行運転をお願いします）。

2 自転車通学について

自転車通学者は、必ず学校の許可を受け、許可ラベルを使用自転車に貼り付けること。また交通事故の被害者や加害者にならないために、道路交通法と交通安全規定を遵守し通学すること。

(1) 道路交通法を遵守し、交通マナーを守ること。

傘差し運転、2人乗り、一時停止無視、信号無視、並列進行、ながら運転の禁止（スマートフォン、イヤホン）

(2) 自転車の整備点検を十分におこなうこと。

ブレーキ、ライト、反射板、鍵、ベルが正常に機能する自転車のみ許可する。

(3) 雨天時は雨合羽を着用すること。（自転車通学者は全員購入）

(4) 駐輪場はサイクルスタンドが無い場合、自転車にはスタンドを必ず取り付けること。自立しない自転車は許可しない。

(5) 事故に遭った際、重症化する理由の一つとして頭部への損傷があげられる。万が一に備えヘルメットの着用を推奨する。

(6) 荷物を十分に持ち運びできるよう、かごや荷台が付いている自転車が望ましい。

(7) 「四ない運動」を厳守させてください。違反した場合は特別指導の対象となる。

「免許をとらない」「運転をしない」「買わない」「乗せてもらわない」

(8) その他

ア 事故にあった場合は、相手と連絡先を交換し、まず警察と保護者に連絡すること。その後担任に速やかに申し出て、指導部に事故報告書を提出する。

イ 自転車保険の加入を勧めます

ウ 自転車は、校内の決められたクラスの自転車置き場に整頓して置くこと。

エ 佐屋駅・佐古木駅・弥富駅の駐輪場を利用する者は、盗難や悪戯を防ぐために有料駐輪施設を利用することが望ましい。無料駐輪場を利用する場合は、整頓して駐輪し他の交通の邪魔にならないようにする。特に、ツーロックをおこなうとよい（チェーン錠の使用を勧めます）。

3 アルバイト規定について

アルバイトは原則として禁止している(学業が最優先である)。アルバイトをする必要がある場合は、保護者の同意と生徒指導主事と面談の上、学校の許可を必要とする。無断アルバイトは指導の対象となる。

- (1) アルバイトは学校生活に支障のない範囲でおこなう。成績不振や生活態度に問題がある場合は中断または禁止もあり得る。
- (2) 高校生として、ふさわしくない職種や遅くまでの就業時間(午後8時以降)・連続した就業日数(毎日)は許可しない。
- (3) アルバイトの目的は、家計を援助することとし、遊興費を得る目的では許可をしない。また、アルバイトで得た収入は、保護者の責任で管理する。
- (4) アルバイトを希望する者は、担任に申し出て、保護者同伴で生徒指導主事の面談を受ける。所定用紙「アルバイト願」に必要事項を記入し担任に提出し、学校の許可後に行なうものとする。
- (5) 1年生については、1学期中間考査の成績結果が出た後、赤点や保留がなく、かつ生活態度に問題がない場合のみアルバイトを許可する。

4 問題行動・非行の防止について

学校が教育の目的を実践するために、以下のような行為があった場合は、特別指導を行なう。特別指導とは、校長訓戒、停学(学校謹慎、家庭謹慎)等をいう。

- ① 教師への指導無視・拒否・暴言・非礼
- ② 暴力・粗暴行為
- ③ ネットへの書き込みによる誹謗中傷(SNSの不適切利用)
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 覚せい剤・シンナー等の薬物乱用及びその所持
- ⑥ 不純異性交遊
- ⑦ 「四ない運動」違反(免許を取らない。運転しない。買わない。乗せてもらわない。)
- ⑧ 考査や課題などの不正行為
- ⑨ 喫煙・喫煙同席、タバコ(電子タバコを含む)・喫煙器具の所持
- ⑩ 飲酒・飲酒同席(ノンアルコール飲料もお酒の扱い)
- ⑪ 無断アルバイト
- ⑫ 家出
- ⑬ 深夜徘徊・不良交友はいかい
- ⑭ 怠学・怠業
- ⑮ 器物破損・損壊
- ⑯ 刃物など凶器所持
- ⑰ InstagramやX(旧Twitter)、LINEなどのSNSでの不適切な画像や動画の掲載など
- ⑱ その他 法律及び生徒心得に違反する行為

※ 上記以外の問題行動や、軽微な違反行為については、慎重に協議し必要と思われる下記の指導を、単独で、または組み合わせて行なう。

- | | |
|----------|--------------|
| ア 教頭指導 | イ 生徒指導主事指導 |
| ウ 学年主任指導 | エ 早朝登校指導 |
| オ 居残り指導 | カ 帰宅指導(自宅待機) |
| キ 再登校指導 | |

5 服装規定

		詰	襟	セ	ー	ラ	ー
制 服	上 着	夏 服	ア 本校指定の開襟シャツとし、正しく着用する。長袖シャツはSマークを付ける。	ア 本校指定のセーラーカラーのブラウスを正しく着用する。			
		冬 服	ア 本校指定の学生服とし、正しく着用する。 イ 校章を左襟につける。 ウ 1、2組はFFJバッジを右襟につける。	ア 本校指定のブレザーとセーター・ベストを正しく着用する。 イ 1、2組はFFJバッジを左胸のポケット上につける。			
	ズ ボン	スカート	本校指定のズボンとし、正しく着用する。	本校指定のスカートとし、正しく着用する。丈は、ひざ頭を基準とする。			
ベルト		黒・紺・茶色のシンプルなベルト着用する。バックルなどの装飾的なものは禁止。					
ソックス		必ず着用し、色は黒、紺、白。但し、ワンポイント程度のマークの入ったものは良い。ルーズソックスは禁止。くるぶしが隠れる長さとする。					
通学靴		運動靴または黒か茶の革靴で華美でないものとする。					
スリッパ		本校指定のものとする。氏名を明記する。					
雨 具		自転車通学の場合は、雨合羽を着用し、傘さし運転をしない。					
防 寒 具	アウター 類	中学校指定のウインドブレーカー。黒、紺、茶、グレー、カーキ、ベージュ、アイボリー、白の華美でないもの。デザインの基準については、写真などで提示する。					
	ストッキング タイツ	色は黒・紺・ベージュとする。					
通学靴		通学靴は本校指定のもの(佐屋バック)を使用する。					
頭 髪	ア 人工的に変化を加えない(調髪は除く)。 パーマメント、カール、染色、脱色、エクステなどの禁止。 イ 前髪は目にかからない長さとする。 女子は肩よりも長い髪は、ゴム(黒・紺・茶)で束ねることが望ましい。 (備考) ヘアアイロンやドライヤーによる変色も、色に明らかな差がある場合は、その部分の髪を切ったり、黒くすることで直すこと。						
	横が耳にかからないこと、後ろは襟にかからない長さとする。 極端な髪型の禁止(著しいブロックカットなど)			肩よりも長い髪は、ゴム(黒・紺・茶)で束ねることが望ましい。			
装 飾 品		装飾品全般の着用を禁止する。ピアス、イヤリング、指輪、髪飾り、ペンダント、ネックレス、カラーコンタクトなど					
化 粧		化粧を禁止する。マニキュアやファンデーションも禁止とする。					
そ の 他		ア 夏服と冬服の着用は、各自で判断して着崩しのないように着用する。卒業式などの式典では統一する。 イ 異装をする時には、生徒手帳の異装届に記入し、担任の先生の許可を得て、指導部に届けること。					